

# 令和2年度 消防設備士講習受講案内

実施機関 鳥 取 県  
受託機関 (一社)鳥取県消防設備協会

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

## 1 受講義務者

消防設備士免状の交付を受けている方は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内にこの講習を受講しなければなりません。

(ただし、所定の期間(上記の2年又は5年)内に同じ講習区分を受講した方は、今回受講する必要はありません。)

○講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は最初の免状交付が基準となります。

○案内が重複する場合がありますので、必ず自分の受講歴をよく確認してから申請して下さい。

○どの都道府県でも受講は可能です。日程等は受講地にお問い合わせ下さい。

## 2 講習月日及び場所

講習会場 鳥取県立倉吉体育文化会館 倉吉市山根529-2

| 講習区分と対象となる消防設備士の種類     | 開催日       | 定員  |
|------------------------|-----------|-----|
| 警報設備(甲・乙第4類及び乙第7類)     | 10月8日(木)  | 140 |
| 消火設備(甲・乙第1・2・3類)       | 10月14日(水) | 140 |
| 避難設備・消火器(甲・乙第5類及び乙第6類) | 10月15日(木) | 140 |

## 3 講習科目及び時間割 (時間厳守)

| 時 間         | 科 目                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 9:00~9:20   | 受 付 (受講票と消防設備士免状の提出)                                |
| 9:20~11:50  | 1. 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項<br>効果測定(テキスト使用可) 解説 |
| 11:50~12:40 | 昼 休 憩 (科目免除者受付 12:20~12:40)                         |
| 12:40~17:00 | 2 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項<br>効果測定(テキスト使用可) 解説<br>免状返却  |

## 4 講習科目の一部免除

1つの区分の講習を受けた後、6か月以内に他の区分の講習を受けようとする方は、講習科目の「1.消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項」の受講を免除します。

※今回2区分以上を受講する場合は、初回に受講した講習以降について科目1の法令が免除されます。この場合も申請書は各講習区分毎にそれぞれ作成し、同時に提出(同封)して下さい。

## 5 受講申請書の申請期間及び提出先

(1) 受付期間 (持参又は郵送)

令和2年8月3日(月)~8月31日(月) 8:30~17:00 (盆休み・土日を除く)

持参の場合は職員が留守の場合もありますのでなるべく確認の上お越し下さい。

先着順で受付し、定員になり次第締め切ります。

※定員に達しない場合は受付を延長する場合があります。・・・協会までお問合せ下さい

(2) 提出・問い合わせ先

一般社団法人鳥取県消防設備協会

〒680-0842 鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2

TEL 0857-26-5165 FAX 0857-50-1751

携帯 090-1768-6420 メールアドレス torisshk@gaea.ocn.ne.jp

(3) 備え付け場所

一般社団法人鳥取県消防設備協会

鳥取県危機管理局消防防災課

鳥取中部ふるさと広域連合消防局

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

## 6 受講料及び提出書類等

(1) 受講申請書

受講する講習区分ごとに各1通提出して下さい。

申請書の郵便はがき(受講票)には申請者の住所氏名を記入し、必ず切手(63円)を貼って下さい。

消防設備士免状の写し貼付欄は写真と文字等がはっきりわかるようにコピーし、貼付して下さい。

※記入漏れがないように注意して下さい。

(2) 写 真

受講申請書1通につき1枚所定の欄に貼り付けて下さい。(サイズ縦4cm×横3cm) カラーコピー不可

(3) 受講手数料

1つの区分につき7,000円を以下のいずれかの方法で納入して下さい。

○ 鳥取県収入証紙 … 受講手数料欄に貼付して下さい。この場合割印、消印をしないで下さい。

購入場所等は鳥取県ホームページをご覧ください。

**※収入印紙と間違えないよう注意して下さい。**

○ 振 込 … ゆうちょ銀行の窓口又はATMよりお振込み

※まとめて振込の場合は[申請数×7000円]となります。

記号・番号 **01300-2-105581**

加入者名 一般社団法人鳥取県消防設備協会

・払込手数料のご負担をお願い致します。

・必ず各受講申請書の受講手数料欄に払込証明書の写しを貼って下さい。

・払込証明書等の原本は領収証となりますので、申請者が保管して下さい。

○ その他 … 持参の場合は職員が留守の場合もありますのでなるべく確認の上お越し下さい。

郵送での納入は現金書留のみとします。

※受付期間中にやむを得ず取消をする必要が生じた方は受講申込取消申請を行う事ができますので協会まで

お問合せ下さい。ただし、受講申請受付期間終了日の令和2年8月31日以後は申請書、手数料などは

**理由のいかんを問わず返却しません。**

(4) 講習科目の一部免除を希望する方は当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類等を提出して下さい。

※今年度2区分以上受講申請される方は初回受講時に次回受講時の科目免除についてご案内致します。

## 7 消防設備士免状の提出

講習修了者の消防設備士免状には、講習を修了したことを記載しますので講習当日免状を持参し提出して下さい。

なお、遅刻や途中退出等により受講時間が不足したときは修了の証明ができませんので特に注意して下さい。

※免状の写真書換・再交付等に関する事は次のところに問い合わせして下さい。

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 TEL 0857-26-8389



## 8 受講者心得等

(1) 受講票は受付期間終了後発送します。(9月上旬頃の予定) 9月末までに届かない場合は協会へお問合せ下さい。

受講票に先着順で受付した受講番号が記載してあります。当日はその番号の席で受講して下さい。

(2) 当日は受講票・消防設備士免状・筆記用具を持参して下さい。テキストは当日会場で配布します。

(3) 会場に自家用車でおいでの際は、会場の駐車場の整理にご協力下さい。

## 9 講習の中止又は延期について

講習開催日などに台風、暴風、大地震などの災害が発生若しくは発生することが予測され、講習の実施が困難な場合は中止又は延期する場合がありますのでご承知下さい。

なお、講習の実施を中止又は延期する場合は、協会のホームページ、Facebook、当日の講習会場などにその旨お知らせいたしますので、確認をお願いいたします。

[ 講習当日のお問い合わせ先…TEL090-1768-6420 ]

## 受講される皆様へ

感染症予防対策の徹底等の対策を講じた上で、予定どおりの開催を原則としております。

ただし、感染状況の推移等により急遽開催を「中止」又は「延期」させていただくことがありますのでご理解・ご協力をお願いいたします。

中止や変更等の場合には、当協会のホームページでお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

### 受講に際してのお願い

1. 会場で体温を測定させていただく場合があります。発熱または体調のすぐれない場合には他の受講生を保護するため入場をお断りします。あらかじめご了承下さい。

2. 受講前2週間は3つの密を避けた行動を心掛け、手洗い、手指消毒、うがい等各自で感染防止対策に充分ご留意下さい。

3. 会場でのマスク着用、手洗い、手指消毒等の感染防止対策にご協力をお願いします。

4. 可能な限り受講者の離間距離を確保しています。休憩時間中についても一定の距離を保つようお願いいたします。

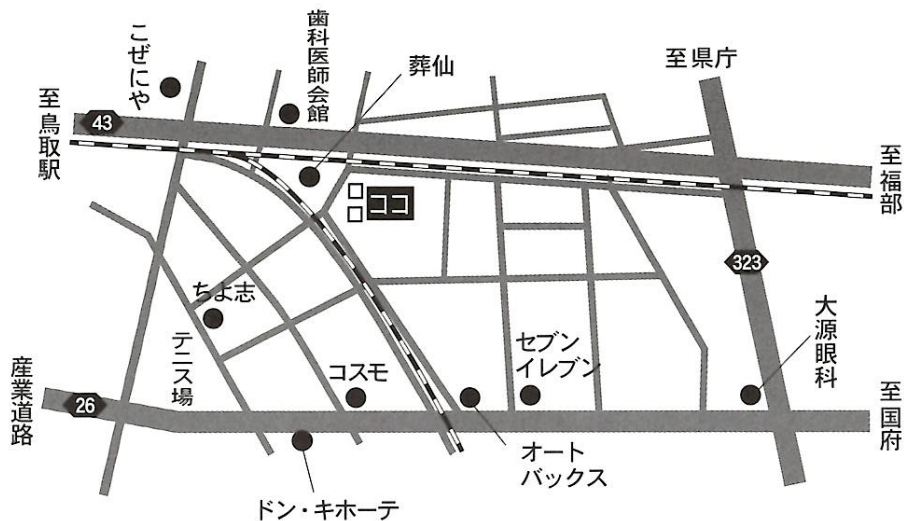
### ※受講者の感染が確認された場合の保健当局への情報提供について

万一、受講者の感染が確認された場合で、保健当局において他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合があります。

公益性の観点から、このような要請があった場合は、保健当局等に対して必要な情報提供をさせていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

## 一般社団法人 鳥取県消防設備協会

所在地 鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2  
TEL 0857-26-5165



## 講習会場 鳥取県立倉吉体育文化会館

所在地 鳥取県倉吉市山根529-2 TEL 0858-26-4441

